

#### 第四回 資金面の課題に関するワーキング・グループ議事要旨

日時：平成 25 年 10 月 31 日（木）17:00～19:00

場所：中央合同庁舎 4 号館 8 階 822 会議室

#### 議 事

- ( 1 ) 共助社会の場作りに向けて
- ( 2 ) その他

- ( 1 ) 事務局から資料 1 に沿って、共助社会の場作りについて説明後、質疑応答を行った。主な内容は次のとおり。

資金面の課題に関するWGで議論し始めたときには、金融機関が地域企業を巻き込んでいく力があるため、プラットフォームの役割を提供できる、潜在的な地域の金融機関の力を引き出すことがこの議論の出発点。融資の拡大に限定しないまでも資源を動かすということは副次的効果ではなく、それ自体を目的とするべき。

共助社会の場を、支援機関側の意識改革や創造性の発揮を目的とするのか、NPO側の意識改革を目的とするかで進め方がかわってくる。行政が必ずしも主体となる必要はないのではないかと。地域によっては行政が前面にたたずに調整役となったり、または、地域金融機関や商工会議所が主体となったり、あるいは行政は介在しない方がうまくいくというケースもありえる。

金融機関の立場からすると、行政でも中小企業施策を講じている振興部とは関係を作れているが、NPO法を所管している部署とは距離感を感じてしまう。そういった意味では行政には行政内部の調整役を期待したい。形式的な集まりとしないためにも、参加者が議論できるような具体的なテーマを事前に設定する必要があるのではないかと。

共助社会の場の進め方において、各地域のステージにあわせた取組みを検討するほかに、例えば、主体者が地域金融機関となるパターン、商工会議所となるパターンのような進め方も示すべきではないかと。

場を設定するエリアは、課題の共有や地域金融機関の競合という点からも市町村単位が望ましい。所轄庁は地域を応援する役割を担ったほうがよい。ひとつの地域金融機関が共助社会の場の取組みを行うことで近隣の地域

金融機関にも共助社会の場の取組みを促すような波及効果が期待できる。

金融機関等を巻き込んでいくための武器が必要。ひとつは地域で共有されている解決すべき課題。また、企業とNPOが連携して新しい商品ができたというような共助社会の事例も武器であり、作成すべき。

- (2) 事務局から資料2に沿って、信用金庫のNPO法人向け融資の一例、労働金庫のNPO法人向け融資の主な制度及び全国の市民ファンド設立状況について説明。主な内容は次のとおり。

信用金庫のNPO法人向け融資制度の特徴としては以下の点があげられる。

- ・ 固定金利で2～3%台の金利が多い。
- ・ 国または地方公共団体からの受託業務に関するつなぎ融資資金は金利の優遇を受けられる制度もある。

- (3) 事務局から資料3に沿って、市民ファンドの呼称について説明後、質疑応答を行った。主な内容は次のとおり。

○「コミュニティ財団」という言葉には単なる寄附仲介組織ではなく、地域の課題解決のためにどんな分野、またはどこに助成すればいいかという調査も含めた意思決定も内包している組織というニュアンスで使われていることがある。

○「基金」という言葉は人によっては「ファンド」以上に運用しているという誤解を与えかねない。

市民参加型と言って、「参加型」という表現が入っているのはいいのではないか。

○まずは今使われている「市民ファンド」の定義を定めることが必要である。

「市民ファンド」という言葉を使い始めた当初は、財団になれず、NPO法人ではないというような団体を総称としてふわっとくるむ言い方として使い始めた。

市民社会創造ファンドが運営している市民ファンド連絡会では、「市民社会の新しい価値を創造し、さまざまな社会課題を解決するため、市民が主体となって運営し、市民から寄附を集め、市民活動に助成を行う」と定義している。

( 4 ) 宗友専門委員から資料 4 に沿って、日本政策金融公庫の N P O 法人向けソーシャルビジネスセミナーについて説明。主な内容は次のとおり。

- 全国 7 ヲ所( 埼玉、東京、横浜、大阪、名古屋、広島、福岡 )で開催予定。
- セミナーの内容は地域によって異なるが、第一部に内閣府の講師による N P O 法人会計基準についての説明を行うことも予定。第二部には日本政策金融公庫の融資制度の説明、第三部には個別金融相談会を開催。

( 以 上 )